


子ども協力員の手引き



子ども協力員事務局（東村山市社会福祉協議会内）



1. 「子ども協力員」ってなに	……	2
2. 何のためにつくったの	……	3
3. どんな活動をするの	……	3
4. 「子ども協力員」になるには	……	5
5. お金はかかるの	……	5
6. 事故があったらどうなるの	……	6
7. 決まりごとはあるの	……	6
8. やめたい時はどうするの	……	7
9. 社会福祉協議会について教えて	……	7
10. ボランティア保険について教えて	……	8
11. 申込書（見本）	……	11

Q. 「子ども協力員」ってなに？

「子ども協力員」（愛称については、今後みんなで考えてもらう予定です）とは、小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒で、地域を良くするための活動や、ボランティア活動に参加することで、“誰もが住みやすい町づくりに協力する子どもたち” のことです。

東村山市第5次地域福祉活動計画の重点アクションの一つです。

東村山市第5次地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、地域の人たちや、福祉に関係する機関・団体の職員などが一緒になって、地域の支え合いを進めるために、市民が何をするかについて考えた計画です。

2018年度から2023年度までを期間とする第5次地域福祉活動計画（**WE**^{LOVE}**東村山プラン**）では、①「あい^{プラン}さつ+ひと言運動」の推進、②「町なか^{ゴミ}護美プロジェクト」の推進、③「子ども協力員」の検討・募集、④「“行きたくなる場所&場”づくり」を重点アクションとしています。

Q. 何のためにつくったの？

小・中学生の頃から地域活動やボランティア活動に参加することで、「自分を大切にできる気持ち」「他人を大切にできる気持ち」「一人ひとりの違いを認めて共に生きることを大切にできる気持ち」を学んでもらうために作りしました。

また、「子ども協力員」の活動を大人たちも手伝うことで、みんなが『自分の住む町』を『自分が住みたい町』にする活動に取り組むようになることを期待しています。

Q. どんな活動をするの？

まずは「子ども協力員」が集まって、どんな愛称がいいか、どんなことに取り組んでみたいか、仲間を増やすにはどうしたらいいか、などについて話し合うことから始めます。子どもたち自身が主体となって、「子ども協力員」の仕組みづくりを考えていきます。

同時に、当面の具体的な活動としては、①地域で行われている様々な行事のお手伝い、②募金運動のお手伝い、

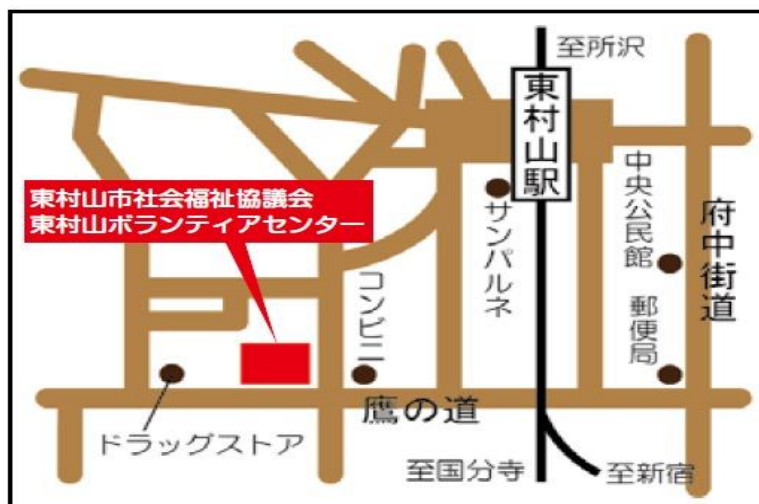
③あいさつ運動やごみ拾い運動などへの参加、④福祉施設でのボランティア活動への参加、といったメニューを用意し、自分の都合や興味に合わせて活動できるようにします。

「ふれあいステーションぽんたくん」を活用してね

社会福祉協議会の事務所には、ボランティア活動の打ち合わせや作業が出来るスペース「ふれあいステーションぽんたくん」があります。

「子ども協力員」のみんなも、予約なしで自由に使えるので、ぜひ活用してください。

(祝日と年末年始を除く月曜日～土曜日 9:00～17:00)



Q. 「子ども協力員」になるには？

「子ども協力員」の申込書に記入して、保護者の同意を得たうえで、社会福祉協議会へ申し込んでください。

申込書は、社会福祉協議会でお渡しするほか、ホームページからダウンロードすることもできます。

「子ども協力員」は年度で更新するので、毎年4月になったら新たに申込書を提出してください。

Q. お金はかかるの？

活動にあたってはボランティア保険に加入してもらうので、保険料が必要です。お知らせを郵送したりすることもあるので、通信費と合わせて年間300円程度のお金を集める予定です。

4月に更新する際のボランティア保険料は、保険料の一部を東村山市が補助してくれます。また、今後はみんなで話し合って、「子ども協力員」の目印になるようなグッズ(例えばバッジ、帽子、シャツなど)を作ったり、活動を記録

する手帳を作ったりすることも考えられますが、そうした費用については社協の会費、募金、寄付金を活用します。

Q. 事故があったらどうなるの？

「子ども協力員」には、できるだけ主体的に活動してもらいたいと考えていますが、予想外の事態が起きることも考えられます。困った時に相談できるように、活動先のスタッフが「子ども協力員」のみんなをフォローします。

また、万一の事故に備えてボランティア保険に加入してもらいます（詳細は8ページをご覧ください）。

Q. 決まりごとはあるの？

自分自身を守ったり、相手に迷惑をかけたりしないようにするため、最低限のルールを決めて守ってもらいます。こうしたルールについても、「子ども協力員」のみんなで話し合っ、より良いものにしていきます。

Q. やめたい時はどうするの？

「子ども協力員」は、申し込む時もやめる時も、保護者とよく話し合ってもらうことが大切です。

「子ども協力員」をやめたい場合は、社会福祉協議会へ相談してください。

Q. 社会福祉協議会について教えて？

私たちのまわりには、身体が思うように動かなかったり、目や耳が不自由だったり、一人ぼっちで話し相手がいなかったりして、困っている人たちがいます。もしも、今から一人で外国へ行ったら言葉が不自由な人になるでしょう。

このように困っているときに、ちょっとした手助けがあると、どんなにありがたいでしょうか。地域に住んでいる人たち同士が、お互いに助け合う町をつくるために、さまざまな活動をしているのが社会福祉協議会（「社協」）です。社協は、社会福祉法という法律にもとづいて、全国の市区町村（自治体）に設置されている福祉団体です。ボランテ

ィアなど地域のために活動する人たちを応援したり、福祉のことを大勢の人たちに知らせたり、福祉に関係する人たちのつながりを深めたりしています。

地域の人たちと一緒にあって、「**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせづくり」に取り組んでいます。

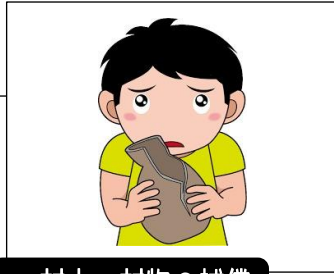
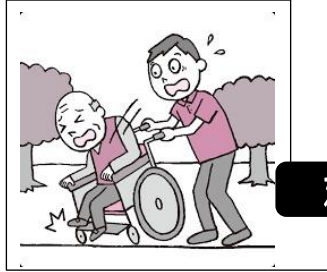
Q. ボランティア保険について教えて？

安心して子ども協力員の活動に取り組めるよう、「ボランティア保険」に全員加入してもらう必要があります。この保険は、ボランティア活動中の偶然の事故により、ボランティア自身がケガをした場合の「傷害保険」、ボランティアが相手の身体・財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされた内容で、子ども協力員の活動に限らず、日本国内で行ったボランティア活動（※）中の事故に対して保険が支払われます。

※一部の活動を除きます

例) 海難救助など危険度の高い活動、学校の授業の一環として行う活動、PTA・自治会などの自助活動

ボランティア自身のケガの補償



対人・対物の補償

■ 保険期間

当該年度の4月1日0時～翌年3月31日24時まで

※ただし、途中加入の方は加入手続き完了日の翌日0時から翌年3月31日の24時までとなります。

■ 保険プランと保険料

プラン	基本コース			天災コース		
	全プランとも熱中症も補償対象！					
				地震・噴火・津波によるケガも補償		
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災 Aプラン	天災 Bプラン	天災 Cプラン
年間保険料	300円	500円	700円	600円	1000円	1400円

市から補助が出るよ！

保険のプランは、任意で選んでもらうことができます。
 ただし、基本コースのAプラン、またはBプランに加入される場合、子ども協力員のみんなは市からの補助が出るので、少し安く加入する事ができます。

★各プランの補償内容は、10ページの保険会社ホームページにアクセスし、パンフレットをご覧ください。

■ 事故発生の手続き

事故が発生した時は、速やかにボランティアセンターまでご連絡ください。

● 東村山ボランティアセンター

TEL 042-396-1533

補償内容など保険内容に関する問合せは…

● 取扱代理店 有限会社 東京福祉企画
(東京都社会福祉協議会指定保険代理店)

TEL 03-3268-0910

● 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
公務部 東京公務室

TEL 03-3259-7593

➡ 詳しい補償内容をお知りになりたい方は、ホームページから、パンフレットをダウンロードすることができます。

<http://www.tokyo-fk.com/volunteer/volunteer.html>



申込書
サンプル

No. —

子ども協力員申込書

申込日： 年 月 日

ふりがな		性別	男・女	学校名 (学年)	(年)
氏名				電話番号	— —
住所	東村山市 町 — —			FAX	— —
E-mail	今後、子ども協力員の活動に関する連絡はメールで行いますので、必ずご記入ください (本人) (保護者) (自宅FD)				
【趣味や特技】 子ども協力員の活動で取り組んでみたいこともOKです					

同意書

(参加者氏名) _____ が、

今年度の子ども協力員の活動に参加することに同意します。

年 月 日

保護者緊急連絡先

(日中連絡可能な電話番号) _____

(メールアドレス) _____ @ _____

保護者氏名 _____ (印)

<写真の掲載について>

活動中のお子様の写真を広報（雑誌日より、ボランティアネット、フェイスブック、ツイッター他）に掲載することについて、可または不可に○をつけてください。 → 【可・不可】

※この申込書に記載された個人情報について、子ども協力員の活動以外には使用いたしません。

子ども協力員の手引き

令和元年8月

発 行：子ども協力員事務局（社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会内）

〒189-0022 東京都東村山市野口町 1-25-15

電話 042-394-6333 FAX042-393-0411

E-mail ponta@hm-shakyo.or.jp

※事務局から送るメールが受信できるように設定をお願いします

【受付時間】月～土曜日（年末年始と日・祝日を除く）9:00～17:00